

中小企業等経営強化法（旧 生産性向上特別措置法）に係る 固定資産税の特例チェックシート〔継続用〕

本チェックシートに記入のうえ、償却資産申告書に添付してください。

令和 年 月 日

事業者名

担当者名・連絡先

①必要書類 【下記項目について提出前に確認を行い、右端の口（チェック欄）に「し」をチェックしてください】	
1	償却資産申告書・種類別明細書（提出用） <input type="checkbox"/>
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書（写） <input type="checkbox"/>
3	先端設備等導入計画に係る認定書（写） <input type="checkbox"/>
4	工業会等による、中小企業等経営強化法（旧 生産性向上特別措置法）の先端設備等に係る生産性向上要件証明書（写） <input type="checkbox"/>
5	<リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合> ※ただし、先端設備等導入計画の申請者が特例を受ける場合には不要 イ. リース契約見積書（写） <input type="checkbox"/>
	ロ. 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写） <input type="checkbox"/>
6	<建物（事業用家屋）に係る特例を受ける場合> イ. 建築確認済証（写） <input type="checkbox"/>
	ロ. 家屋の見取図（写） ※先端設備等が設置される家屋であることが分かるもの <input type="checkbox"/>
	ハ. 先端設備の購入契約書（写） <input type="checkbox"/>

《お願い》本特例を受ける償却資産申告書と必要書類の提出については、可能な限り郵送での送付にご協力ください。
（償却資産申告書のみをeLTAXで提出する場合は、申告書の備考欄に「先端設備等特例書類別添有り」などと記載してください。）

②特例対象条件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、「はい」/「いいえ」に○をつけてください】					
1	先端設備等導入計画の申請者が 会社及び資本又は出資を有する法人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、資本金又は出資の総額は1億円以下ですか？	いいえ	はい	
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有しない法人や個人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、従業員数は1,000人以下ですか？	いいえ	はい	
2	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、①又は②に該当していますか？ （①又は②に該当する法人は課税標準の特例の適用対象外です。）		はい	いいえ	
	①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人				
3	特例を届け出る資産は1単位あたり下表の取得価額ですか？		いいえ	はい	
	①建物以外の資産 ※商品の生産、販売または役務の提供の用に直接供する資産に限る。				
	資産の種類	取得価額			販売開始時期
	建物附属設備（※1）	60万円以上	14年以内	◆令和2年4月30日追加	
	機械及び装置	160万円以上	10年以内		
	工具（測定工具及び検査工具）	30万円以上	5年以内		
	器具及び備品	30万円以上	6年以内		
	構築物	120万円以上	14年以内		
	※1 償却資産として課税されるものに限る。（家屋として課税されるものを除く。）				
	②建物		いいえ	はい	
	事業用家屋	新築家屋で取得価額が120万円以上			◆令和2年4月30日追加
	※上記①表に該当する取得価額の合計額300万円以上の先端設備等を稼働させるためのものに限る。				
4	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？			いいえ	はい
	（「いいえ」の場合はその理由（例：見積り価格と実際の購入価格との差額によるもの）を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。）				
	（理由）				

※本チェックシートは、鹿児島市内に所在する資産について、地方税法附則第15条第41項及び第64条に規定する固定資産税に係る課税標準の特例の適用条件に該当することを確認するための書面です。